

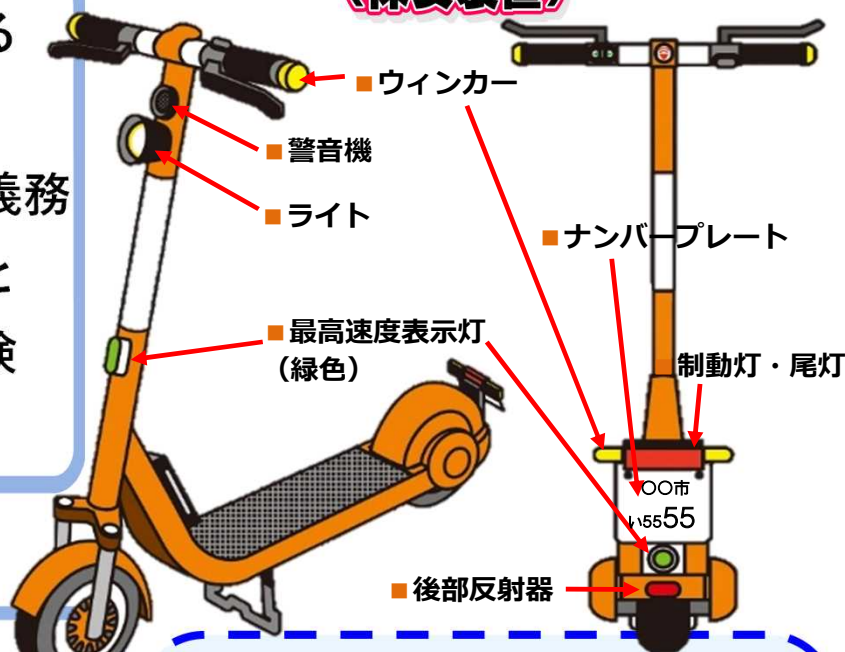
令和5年7月1日から

特定小型原動機付自転車 の新たな交通ルールが施行！！

最高速度が **時速20km以下** などの一定の要件を満たす
電動キックボードは、**特定小型原動機付自転車** と区分され、
公道走行が可能となります。

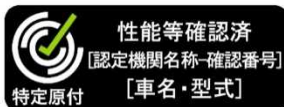
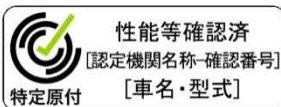
特定小型原動機付自転車 (保安装置)

- ・16歳以上が運転できる
- ・運転免許は不要！
- ・ヘルメット着用は努力義務
- ・ナンバープレート装着と
自動車損害賠償責任保険
の加入が必要！



公道を走行できるのは
保安装置と右の基準(※)を
備えた車両だけです！

基準を満たした車体には
「性能等確認済」シールが貼付



※ 車体の大きさ：長さ190cm以下、幅60cm以下
車体の構造

- ・原動機の定格出力0.6キロワット以下
- ・時速20キロを超えて走行できない構造
- ・最高速度を複数設定できる車体は、走行中に最高速度の設定変更ができないこと。
- ・オートマチック・トランスミッション(AT)であること
- ・「最高速度表示灯」を備えていること

- ✓ 電動キックボードは、自転車と同じ速度で
車道や自転車道を走ります。
- ✓ ドライバーは、安全確認を十分に行い、
交通事故に気を付けましょう。



特定小型原動機付自転車の概要や
基本的な交通ルールの動画は、
宮城県警察ホームページ
交通企画課サイト
でご覧になれます。



宮城県警察